

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 6 日

各医療機関及び訪問看護ステーション管理者 様

鹿児島県保健福祉部
保健医療福祉課長

生産性向上・職場環境整備等支援事業に係る活用意向調査について(依頼)

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医政局長より、医政発0212第5号「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」が発出されたことを踏まえ、同事業のうち、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」についての活用意向調査を実施します。

については、以下「2 回答方法」のとおり回答をお願いいたします。

なお、本事業については、本県における予算措置について検討中であり、現時点での事業実施は未定です。

また、本県において事業を実施することとなった場合であっても、国予算を超える申請があった場合、国予算の範囲内で支給の調整が行われます。本調査への回答をもって給付金支給を確約するものではありません。

1 主な調査内容

- (1) ベースアップ評価料の届出の有無及び届出見込み等について
- (2) 事業の活用見込みについて

※ 詳細は、県ホームページの回答フォームにて御確認ください。

2 回答方法

県ホームページ上の回答フォームより、WEB上で回答

ホーム > 健康・福祉 > 医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 「生産性向上・職場環境整備等支援事業」に係る活用意向調査について



※ 以下のURL及び二次元コードからも御回答いただけます。

回答後は、ご入力いただいたメールアドレス宛宛てに「受付完了メール」が届きますので、必ず御確認をお願いします。(メールが届かない場合、回答をお受けしていない場合可能性がありますので御留意ください。)

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=ZKehEJSR>

3 回答期間

令和7年4月11日（金）まで

※ 回答期間にかかわらず、早めの御回答に御協力をお願いします。

4 参考

「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について（国の実施要綱抜粋）

(1) 支給対象機関

令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日までに届出見込みの病院，有床診療所，無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

(2) 支給対象経費

以下のア～ウの業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））の所要の経費

※ 経費の対象となる期間は，令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間となる予定です。

ア ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末，離床センサー，インカム，WEB会議設備，床ふきロボット，監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

イ タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者，看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

ウ 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした，既に雇用している職員の賃金改善

(3) 支給上限額

病院・有床診療所：許可病床数×4万円

（許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円）

医科診療所：1施設×18万円

歯科診療所：1施設×18万円

訪問看護ST：1施設×18万円

※ 厚生労働省の実施要綱については，厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51451.html) を御参照ください。

問合せ先

鹿児島県保健福祉部

保健医療福祉課 医務係 下青木

TEL：099(286)2707

メール：imushika@pref.kagoshima.lg.jp